

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。

以下「法」という。）の目的及び基本理念を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の生活の安定と自立を促進するとともに、川崎市におけるひとり親家庭等への支援を総合的に行い、母子及び父子並びに寡婦福祉の増進を図るため、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（以下「サン・ライヴ事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 サン・ライヴ事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、サン・ライヴ事業は、法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体等であって、ひとり親家庭等の自立促進事業に実績を有する法人等に委託し、実施するものとする。

(事業内容)

第3条 サン・ライヴ事業の実施に当たっては、専門の相談員を配置し、おおむね次のことを行う。

- (1) 川崎市ひとり親家庭等生活支援事業
- (2) 川崎市ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
- (3) 川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業
- (4) ひとり親家庭等の福祉に係る情報の収集及び提供
- (5) ひとり親家庭等の福祉に係る調査及び研究
- (6) 母子・父子福祉団体等の行うひとり親家庭等の福祉に係る地域活動の促進

(実施場所)

第4条 サン・ライヴ事業の実施場所は、川崎市中原区今井上町1番34号とする。

(サン・ライヴ事業の実施日等)

第5条 サン・ライヴ事業の実施日及び実施時間は、月曜日並びに第2及び第4日曜日を除く日とし、午前9時から午後5時（水曜日及び金曜日にあつては午後9時）までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する日においては、サン・ライヴ事業は実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日
 - (2) 祝日法に規定する「国民の祝日」が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日
 - (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (利用方法等)

第6条 第2条の規定に基づきサン・ライヴ事業を受託した団体（以下「受託団体」という。）は、ひとり親家庭等及び次条第1項に規定する関係機関にサン・ライヴ事業の利用方法等を周知するため、広報に努めなければならない。

(関係機関との連携及び運営委員会の設置)

第7条 受託団体は、サン・ライヴ事業を円滑に運営するため、関係行政機関、関係団体及び社会福祉施設等と連携を図るものとする。

- 2 受託団体は、サン・ライヴ事業の円滑かつ効果的な運営を図るため運営委員会を置き、利用者、福祉関係者等の意見が広く反映されるよう、必要な意見を聴くものとする。

(書類の整備等)

第8条 受託団体は、サン・ライヴ事業に関する独立した会計帳簿を整備しなければならない。

- 2 受託団体は、市長から会計帳簿の提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

- 3 受託団体は、第1項に規定する会計帳簿及びその証拠書類を、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実施状況報告)

第9条 受託団体は、サン・ライヴ事業の実施状況について市長から報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ設置運営要綱の廃止)

- 2 川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ設置運営要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。